

鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結のお知らせについて

このたび、倉吉信用金庫、鳥取信用金庫、米子信用金庫の鳥取県3信用金庫は、厚生労働省 鳥取労働局と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結いたしましたのでお知らせします。

労働局と金融機関とのこの協定は中国地方では初めての締結であり、鳥取県3信用金庫と鳥取労働局が密接に連携・協力することにより、鳥取県内での中小企業等における労働者の働き方改革及び地方創生を推進することを目的に締結したものです。

1. 協定締結日 平成29年8月23日
2. 協定の目的 鳥取県内における労働者の働き方改革及び地方創生の推進
3. 連携・協力の内容
 - (1) 県内企業の雇用管理改善、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進その他の働き方改革に関すること
 - (2) 女性の活躍推進に関すること
 - (3) 雇用の促進及び安定に関すること
 - (4) 労働生産性の向上に関すること
 - (5) 人材育成に関すること
 - (6) 多様な働き方に関すること
 - (7) 厚生労働省鳥取労働局の施策の周知・啓発に関すること
 - (8) 目的を達成するために必要な事項

